

舞鶴市ふるさと納税制度の拡充について

本市の魅力的な特産品を全国に広くPRするため、インターネットによりふるさと納税をしていただくことができる「ポータルサイト」を開始いたします。また、市内の特産品で構成するふるさと納税の返礼品を拡充するため、返礼品を出品していただける事業者様を募集します。

1 寄附の受入れ方法の拡充

- (1) ポータルサイトの導入：平成 30 年 8 月 1 日 オープン
 - ・ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」
 - ・ふるさと納税ポータルサイト「ふるぽ」
- (2) 外部支援サービスの導入：株式会社 JTB
 - ・ポータルサイトの導入・管理
 - ・クレジットカード決済の導入（寄附の手段の拡充）
 - ・コンビニエンスストアでの寄附支払手続きの導入
 - ・寄附者から受け付けた返礼品の発注及び配送管理 等

2 舞鶴市ふるさと納税制度に係る返礼品の拡充

(1) 返礼品の拡充

これまで：寄附額の 20%相当(※)の舞鶴市内でご利用いただける「商品券」及びふるさと産品
(※)上限額 10 万円

今 後：①総務省の通知を踏まえ、「商品券」廃止

②寄附額の 30%相当のふるさと産品(※)（寄附者がポータルサイト上で選択）

(※)市内の事業所等に募集を行う中で、舞鶴市をPRすると認められる品を返礼品として採択していく

【お問い合わせ先】

企画政策課： ☎0773-66-1042、FAX0773-62-5099

E - M a i l : plan@city.maizuru.lg.jp